

北部市場卸売業者からの場外保管場所に係る報告等の 処理要領

(趣旨)

第1条 川崎市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第7条第1項の許可を受けて卸売の業務を行う事業者（以下「卸売業者」という。）から、生鮮食料品等を卸売の用に供する場所のうち、川崎市中央卸売市場（以下「北部市場」という。）外にある施設（以下「場外保管場所」という。）の報告等があった場合の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(新規場外保管場所の報告等の処理)

第2条 卸売業者から北部市場の周辺の地域における場外保管場所の報告書等が提出されたときは、場外保管場所一覧表（別紙様式）に記載する。

(場外保管場所廃止の報告等の処理)

第3条 卸売業者から場外保管場所を廃止したとの報告書等が提出されたときは、場外保管場所一覧表の廃止年月日欄に施設を廃止した日付を記載する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に卸売業者が場外保管場所の指定を受けた施設については、報告等があったものとみなす。

